

JAいしのまき 農業振興支援対策事業 (令和3年度予算額1億円)

いしのまき農業協同組合は、地域農業の担い手を支援し、農業所得の増大を推進するため、「JAいしのまき農業振興支援対策事業」を実施しています。令和3年度の事業概要は以下の通りです。

生産調整拡大支援

NEW

米による転作として拡大可能な「飼料用米」・「ホールクロップサイレージ（WCS（稲発酵粗飼料））」に取り組む者に対して10aあたり4,000円を支援します。

対象面積は、飼料用米・WCSの作付面積であって、経営所得安定対策における対象面積。令和2年度と令和3年度を比較して増加した面積で、かつ令和3年度から令和5年度まで維持される面積を対象とします。飼料用米については、複数年（3年）の契約を新たに締結した面積を対象とします。



農業融資支援

① 運転資金利子助成支援 NEW

◇新設の農業応援運転資金の借入者が支払う利息の一部（2%）を支援します。

② 前取一括保証料助成支援

◇農業近代化資金・アグリマイティ資金など農業資金借入時に、借入者が宮城県農業信用基金協会へ支払う保証料の全額を支援します。

農機等導入支援

当JAから購入した1台10万円以上の農業機械、10万円以上のハウス建設に係る、事業費（税込）の5%以内（支援上限は1対象者あたり50万円）を支援します。

後継者・新規就農者支援

① 技術等研修対策

◇就農希望者等が技術習得のために研修を行う場合、JAが研修先をあっせんしますが、

研修を受け入れる農業者に対して、6ヶ月分を上限に1ヶ月あたり10万円を支援します。
また、研修者に対しても、6か月分を上限に1ヵ月あたり10万円（JA商品券）を支援します。

②新規就農者支援

◇親元就農（青色申告専従者または青色申告専従者になることが確実な者）または独立自営で農業を営む者に対し、JA商品券で20万円分を支援します。



園芸振興支援

①施設園芸生産対策

◇当JAが定める共販品目を生産・販売するために導入する200㎡以上の園芸パイプハウス・軽量鉄骨ハウス建設に係る事業費の1/3（支援上限100万円）を支援します。

◇取得・リースの場合も対象とします。（リースの場合の事業費は物件価格とします）

◇対象品目は当JAを通じた出荷を行う品目とします。

②土地利用型作物、土地集約型作物生産対策

◇複合経営による安定的な農業経営を目指す農業者に対し、以下の支援を行います。

(1) 土地利用型作物生産対策

◇JAを通じた出荷を行う品目について、新規取組者にとっては新規取り組み面積が3a以上で、規模拡大者は規模拡大面積が3a以上で取り組む場合の初期経費（種苗・肥料・農薬等の資材、作物別の専用機材）の一部を支援します。

(2) 土地集約型作物生産対策

◇JAを通じた出荷を行う品目について、作付面積2a以上で、新規品目及び拡大に必要な初期経費（種苗・肥料・農薬等の資材、作物別の専用機材）の一部を支援します。

(1)、(2) 共通事項

◇支援率は資材・機材導入費に対し、事業費の1/3（税込）とします。

◇支援上限額は1対象者あたり100万円

（資材は、新規・規模拡大面積に限り、機材は作物別の専用機材に限ります）

※(1)の支援では「さつまいも」については支援率を1/2（税込）とします。

※(2)の支援では「アスパラガス」については支援率を1/2（税込）とします。



③施設園芸増収技術導入支援

環境測定器（プロファイnderまたは同等品及びセンサー）、二酸化炭素発生器及び循環扇一式導入に対し、事業費(税込)の1/3以内（支援上限50万円）を支援します。

※対象機器を導入することにより収量の増加が見込まれる者を対象とします。

※ハウス内の配線工事費は事業費に含めることはできませんが、上記以外の機器（カーテン、暖房機・ヒートポンプ、養液栽培装置）及びパソコン、電話回線一次側工事費及び回線使用料は対象外とします。

※既に環境測定器を導入している者については、二酸化炭素発生器、循環扇のみでも対象とします。

畜産生産基盤拡充支援

意欲的に取り組んでいる畜産農家に以下の支援を行います。

◇令和3年4月1日～令和4年3月31日までに、管内産子の導入（肥育牛素牛・繁殖牛素牛）に対して1万円／頭（税込）の支援をします。

◇令和3年4月1日～令和4年3月31日までに、九州を除く県外市場からの肥育牛素牛・乳用牛素牛・繁殖牛素牛の導入に対して1万円／頭（税込）の支援、九州市場からの肥育牛素牛・乳用牛素牛の導入に対して1万円／頭（税込）の支援、九州市場からの繁殖牛素牛の導入に対して5万円／頭（税込）の支援をします。



獣被害防止対策支援

農作物に対する獣被害防止をするためのみに用いる柵、侵入防止ネットの購入費用（通常獣被害防止対策以外に用いる資材（被覆資材、防風ネット）、人件費は対象外）に対し、事業費（税込）の1／3以内（支援上限5万円）を支援します。